

クリーニング所（取次店）確認票

		項 目	結 果
審査基準	施設	1 作業場は、隔壁等により居室、台所、便所等及び他の営業施設と区分し、他の用途と併用しないこと。（条例第3条第1号）	
		2 作業場の床面積は、6.6平方メートル以上とすること。（条例第3条第8号ア）	
		3 作業場の床は、板又は不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。（条例第3条第8号イ）	
	設備	1 作業場は、換気、採光及び照明を十分にすること。（条例第3条第2号）	
		2 手洗い用消毒薬を常備し、洗濯物の取扱いの前後に手指の消毒を励行すること。（条例第3条第8号ウ）	
	洗濯物の区分	1 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。（法第3条第3項第2号）	
		2 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。（法第3条第3項第5号）	
		3 洗濯又は仕上げが終わったものと終わらないものとに区分した洗濯物は、それぞれ適当な設備又は容器に格納し、その使用区分を表示すること。（条例第3条第3号）	
	確認事項	処理方法	1 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。（法第3条第3項第3号）
その他		1 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布すること。（法第3条の2第2項、省令第1条の2第1号）	